

「令和2年度沖縄平和啓発プロモーション事業
(戦後の戦争体験者証言映像収録に係る多言語翻訳業務)」
委託業務仕様書

1. 委託業務名

令和2年度沖縄平和啓発プロモーション事業（戦後の戦争体験者証言映像収録に係る多言語翻訳業務）業務委託

2. 事業目的

本事業は、沖縄戦及び沖縄における終戦直後の復興の記憶を次世代に継承するため、また、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に強く発信するために、沖縄戦及び、アジア・太平洋戦争体験者の証言映像収録・編集（多言語翻訳を含む）を行うことを目的とし、実施するものである。

具体的な業務内容は10分程度に編集した証言内容を英語、中国語（簡体字）、韓国語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、マレーシア語の7言語に翻訳することである。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和3年3月19日まで

4. 委託業務内容

(1) 多言語翻訳業務について

ア. 当館が映像収録し、10分程度に編集した30名分の証言文をそれぞれ、英語、中国語（簡体字）、韓国語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、マレーシア語の7言語に翻訳する。

イ. 当館が映像収録し、10分程度に編集した映像の反訳文（以下、「編集済み反訳文」とする。）は、1名あたり、日本語で4,000～5,000文字を予定している。

ウ. 証言文の文意を十分に理解した上での翻訳であること。

エ. 戦争体験証言に係る用語や固有名詞等については、専門の資料を参考にして定訳が使用されていること。

オ. 翻訳後のネイティブチェック及びクロスチェック、校正を行うこと。

カ. 各証言に内容を理解するために省略又は言い換えが必要な場合は、事前に委託者と調整すること。

(2) 作業工程等について

ア. 編集済み反訳文が令和2年11月中旬～12月下旬にかけ、随時仕上がる予定である。受託者は委託者から随時仕上がった反訳文のデータを受け取り、多言語翻訳業務にあたる。

イ. 最終の編集済み反訳文のデータ送付は、12月下旬を予定している。

(3) 納品について

ア. 電子データは証言者毎に、7言語の翻訳文を1枚のDVD-R(4.7GB)に収納することとし、予備も含めて納品すること。DVD-Rは国産メーカーとし、傷、埃、汚れ等に強い、ハードコート等の保護コート仕様とすること。

イ. 紙資料は、7言語の翻訳文を言語毎にクリアファイルに収納すること。また、証言者ごとに7言語の翻訳文を1冊のファイルフォルダーにまとめて収納すること。

※いずれもディスクやケースにはインデックスを表示すること。

5. 諸報告

(1) 受託者は契約締結後、7日以内に本業務に関する業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(2) 受託者は、作業の進捗状況を定期的に委託者に報告するものとする。報告様式や、報告時期については、委託者と協議の上、決定する。

(3) 受託者は、業務完了後、成果物とともに本業務に係る業務報告書を作成し、委託者の指示する期限までに提出すること。

6. 作業条件等

(1) 作業場所については、受託者の責任において準備すること。

(2) 受託者は、作業の上で不明な点が生じた時には、速やかに委託者に相談し、両者協議の上で問題の解決を図る。

(3) 業務の実施にあたり、必要な機材、要員、設備の設置・撤去費用、資料の搬出・搬入、その他作業に必要な備品・消耗品等は受託者が準備する。なお、委託料で備品、機材の購入は認めない。

(4) 本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて委託者と受託者双方による協議の上で対処する。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合も同様とする。

7. 提供資料の取扱い

(1) 本業務で取り扱う資料は紛失が起これないように、管理には万全を期すこと。

(2) 沖縄県平和祈念資料館から提供される資料については、委託担当者と受託者の両者確認し、チェックリストに記載する等、管理には万全を期すこと。

8. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権及び使用权は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ア. 契約金額の50%を超える業務
- イ. 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ウ. その他、委託者が契約の主たる部分と決定した業務

(2)再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ア. 各言語のネイティブチェックに関する業務の再委託
- イ. マレーシア語等の英語に対して使用者が少ない言語の翻訳業務の再委託
- ウ. その他、委託者が再委託により履行ことができると決定した業務

(3)再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

- ア. 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- イ. 原稿、データの入力及び集計
- ウ. その他、委託者が簡易と決定した業務

(4)再委託の相手方の制限

本委託業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

10. 守秘義務・個人情報の取扱いについて

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。